

子供に対する性犯罪に関する研究の現状と展開（2）

— 防犯と矯正の問題 —

越 智 啓 太

要 旨

本論文では、子供に対する性犯罪についての研究のうち、防犯に関するものと矯正に関するものについてレビューした。防犯についての研究としては、環境犯罪学的な対策やGPSなどのテクノロジーを使用した手法について検討した。矯正については、子供に対する性犯罪者への心理療法とその成果について検討した。最後に子供に対する性犯罪の矯正は不可能であるという考え方に基づいた、社会防衛のためのいくつかの手法について検討した。

キーワード：子供に対する性犯罪，防犯，矯正，性犯罪者の処遇

1. 問 題

連日、子供が被害になる事件が報道されている。子供が被害に遭う事件の中にはさまざまな種類のものがあるが、統計上の数値はともかくとして、実際上、もっとも多いのは、何らかの種類の性犯罪であろう。子供に対する性犯罪は、加害者である犯人の一方的な欲求によって引き起こされるものであり、被害にあった子供やその家族が受ける影響は大きい。そのため、子供たちをこれらの犯罪から守っていくためには、我々はなんらかの手段をとっていかねばならない。もちろん、有効な対策をとっていくためには、場当たりの方法で対処するのではなく、実証的なデータに基づいた方法、いわゆるエビデンス・ベースド・アプローチをとっていくべきである（Sherman, Farrington, Welsh, & MacKenzie, 2002）。そこで、

一連の論文によって、この問題に関する研究の現状について検討することにした。前報（越智，2007）では、子供に対する性犯罪の発生状況と性犯罪者の分類，再犯予測，エスカレーションなどの問題について検討したので、本報では、これらの犯罪をどのように防いでいくかに関する側面、つまり、防犯，矯正の問題について検討してみることしたい。

2. 子供への性犯罪の防犯手法

2-1 古典的な防犯教育とその限界

子供を対象にした性犯罪に対して、もっとも古典的で現在もひろく行われている対策は子供に直接注意を喚起する方法である。すなわち「へんな（怖い，知らない）おじさんについていってはいけない」と教えるのである。強制わいせつ犯人は、子供を人目につかないところに連れ出して犯行に

及ぶことが多いので、この方法はその種の犯罪に焦点をあてて、そもそも、連れ出されないようにしようというものである。この方法は、それなりに効果をあげているとは思われるが、いくつかの重大な問題点が指摘されている。第1の問題は、子供に対する性犯罪者は実際には「へんな（怖い、知らない）おじさん」ではないということである（越智，2007）。いわゆる‘dirty oldman’仮説、つまりホームレスの初老の男が犯人であるというイメージは正しくない。また、犯行方法に関しても実際には「仲良し型」の巧妙な誘い方をするので、子供たちの考える「へんな」や「怖い」とは概念が一致しないことが多い。さらには、犯人が徐々に接近する場合には、「知らない」という概念でさえ一致しない場合がある。また、子供たちは、「知らない人についていってはいけない」と教えられるとともに、「知らない人にも親切にしろ」と教えられているため、犯人が「逃げた犬を探している」とか「コンタクトレンズを落とした」といって接近してきた場合には、後者のルールが優先的に適用されてしまう可能性もある。したがってこの方法では犯罪を十分に防ぐことができないというのである。第2の問題は、実際には、犯人は「数撃てば当たる」型の行動をとることが多いということである。つまり、彼らは子供に声をかけて、ついてこなかったらあきらめ、ついてくる子に犯行を行う。これは、彼らがある特定の子供を狙っているわけではなく、「（性別やおおまかな年齢層などの好みはあるものの）子供なら誰でもいい」的なターゲットの選択を行うことが多いからである。このように考えると、もし、子供が「ついていけない」ルールを95%守るとしても、犯人側から見れば、「20人に声をかければ一人くらい（5%）はついてくる」という状態に見えてしまうわけである。もし、そうだとすると、結局のところ、相当高い確率で子供が「ついていけない」状態を作ることが必要であるが、事実上、それは難しい。第3の問題は、このように「へんな」とか、「怖い」といった言葉を使用しての教育は外国人や障害者、ホームレスなどに対する偏見を助長して

しまう可能性があるのではないかというものである。実際、各地で「不審者通報」システムの構築がすすんだが、これらのシステムにひっかかってくるのは、このような人々である。何度も述べているように、実際にはこのような人々は、典型的な犯人像とは大きく異なっているわけであるから、本当は「不審人物」でないにもかかわらず、偏見によって「不審」としてピックアップされている可能性が高いことになる。

2-2 環境犯罪学的介入

(1) 環境要因への注目

さて、以上のように子供に対する直接的な教示の限界が理解されてくるに従って、注目を浴び始めたのが、環境犯罪学的な介入によって、犯罪を誘発しやすい環境的要因をコントロールし、そもそも子供に対する性犯罪が発生しにくい環境をつくりだそうという対策である。

従来、心理学的な犯罪防止は、加害者の心理的な側面、とくにその生育環境や性格などの内的な要因、に焦点を当てるが多かった。しかし、犯罪行動の生起を規定しているのは、そのような要因であるよりもむしろ、環境的な要因であることが多い。そこで、防犯も、犯人自体に焦点を当てた対策をとっていくよりも、環境に焦点を当てた方がより効果的である可能性がある。この手法の代表的なものはいわゆる「破れ窓（Broken Window）理論（Wilson & Kelling, 1992）」である。この理論に基づいた防犯対策が（反論も多いものの）一定の効果をあげたことから、先進諸国の防犯活動において、注目される技法となっている。

(2) 監視性と管理性

この分野における我が国の先駆的な仕事は、中村（2000）によるものである。彼は建築学、都市計画の立場から広く調査を行い、子供が被害にあった場所に共通する特徴を抽出している。その後、小宮（2005）も犯罪学の観点から同様な検討を行っている。

環境犯罪学的な分析では、犯罪の起こりやすい

環境として、2つの要素が指摘されることが多い。それは、監視性と管理性ということである。監視性とは簡単にいえば「人の目」であり、自然な形で人の目に触れやすい場所では犯罪は起こりにくいというものである。管理性とは、その場所が管理されている。つまり、きれいに片付けられているとか、掃除されているといった場所では犯罪は起こりにくいということである。汚れたままの場所というのはそもそも、その場所にだれも関心を寄せていないということを示すシグナルになっており、犯人もそこなら仮に犯罪が見つかったも通報されるリスクはそれほど大きくないと考えるからである。

したがって、監視性と管理性を高めることが、子供に対する防犯をすすめていくためには重要になってくる。PTAなどによる見回り、自転車などに「見回り中」のステッカーを貼ること、子供110番の家などの対策はいずれもこの種の理論に基づいている。あるいはこの種の理論にフィットする試みであるといえよう。

なお環境犯罪学的な防犯対策は、それが地域社会の相互監視性を高め、相互不信感を増大させるという批判がなされることがある。このような批判は、かつて、住民による地域監視と通報体制を強化させ、犯罪を防止しようという、地域(近隣)監視プログラム(Neighborhood watch program)が、シアトル(Cirel, et al., 1977)やデトロイトにおいて実施されたころから、アメリカにおいては盛んに論じられた問題である。このようなプログラムによって、犯罪や、犯罪に対する恐怖感が減少するとともに、地域社会の連帯感が増加するという論者(Pollack, 1983)に対して、このような対策は、実態から離れた犯罪恐怖を醸成し、住民間対立を顕在化させるという論者(Rosenbaum, 1986, 1987)が猛反発したのである。実際には、これらの各主張のどちらかが正しいというのではなく、双方の見解を裏付ける実証的なデータがあることから、このような対策が効果をあげられるか、あげられないかは、何らかの別の要因によって左右されていると思われる。たとえば、人種構成が

複雑だと、地域監視プログラムはうまくいかない可能性がある(Kinsey, Lea, & Young, 1986)。とすれば、現在行われている地域による犯罪防止対策も、地域の成員の性質によって効果があげられるか否かが左右されてしまう可能性もある。なお、後者の主張は、監視社会化に対する過敏な反応をする政治的左派の主張とマッチしやすく、日本でもいわゆる進歩的な評論家や左派系の学者がこのような立場からの批判を最近展開させているが、主張自体は古いものの焼き直しである。

(3) 地域安全マップ

さて、監視性と管理性を高める環境犯罪学的な対策とともに、近年、注目を集めているアプローチとして、子供たち自身に環境に存在するリスクを察知する能力をつけさせ、犯罪から身を守ろうというものがある。これは子供自身に犯罪から身を守るすべを教えていくという意味では古典的な「へんなおじさんに」と類似したものであるが、古典的な対策が犯罪者という「ひと」に焦点を当てていたのに対して、犯罪の起こりやすい「場所」に焦点を当てているのがオリジナルなところである。このアプローチの代表的な手法が地域安全マップの作成である。

地域安全マップは立正大学の小宮信夫を中心にその実践が全国的におこなわれている防犯活動である(小宮, 2005)。この方法は、とくに性犯罪を念頭においてつくられたものではないが、性犯罪防止には極めて有効だと思われる。具体的には、まず、子供たちに危険な場所の概念について教え、次に子供たち自身の手で、地域の危険な場所をピックアップして地図上に図示させていく。子供たちには「入りやすい場所」で「見えにくい場所」という言葉を使って、管理性や監視性の概念を教える。小宮(2005)は、地域安全マップを、子供に危険な場所を教えるためのものではなく、子供が自らの力で危険な場所を見つけていくことができるトレーニング教材として位置づけている。ただし、実際には、このような理念を理解しないままの実践が行われているケースが多い。誤った

方法での実践はさまざまな問題を引き起こす。たとえば、学区内のできるだけ多くの危険箇所をピックアップするという方向でマップ作りを行うと、「危険」地域が増加しすぎてしまい、その結果、子供たちが外で遊ばなくなったり（これは子供が自分の力で危険を見抜くという理念からすると逆効果である）してしまう。また、「へんな人」に注意、のように「人」に注目してマップ作りを行うと、先にも述べたような外国人や障害者、ホームレスなどの人物に対する過度な不信感を醸成してしまったり、住民間の相互不信が作られるなどの問題が生じる可能性がある。従って、この方法の実施には理念の正しい理解と運営が不可欠である。現在、防犯マップ手法に関しては、エビデンスによる評価は少ないが（例外として、平（2007）がある）、今後、エビデンスを集積していくとともに、問題点を是正するためにはどのような方法を使用すべきかについて検討を続けていくことが必要であろう。

2-3 テクノロジーを用いた防犯手法

(1) 防犯ベル

何らかの装置を用いた対策として代表的なものは、防犯ベルの所持による防犯対策である。これは比較的安価に導入できる方法なので、各自治体が積極的に導入した（多くの自治体では、最初の配布のみ無料、電池の交換は自費負担）。防犯ベルは子供が被害にあった場合にそれをならして犯人を撃退するというコンセプトの装置であるが、現実問題としては、効果はそれほど期待できないと考えて良い。なぜなら、実際に犯人に襲われる前の時点では、防犯ベルをならそうとは思わないのがふつうであるし、いざ、ならしたいと思ったときは、（ランドセルの中に入っている防犯ベルを取り出して）ならずタイミングを逸しているのがふつうであるからだ。もし、防犯ベルを有効に使用するのであれば、犯罪に遭った場合にならずという使い方よりも、それをもっているということをも犯人に伝える、つまり、目立つ位置にそれをつけておき、犯人に「この子を襲うと（防犯ベルをも

っている故に）捕まるリスクが高い」ということを犯人に伝える使い方のほうが有効であると思われる。むしろ、この方法では、防犯ベルをもっていない子供が襲われるリスクはあがる可能性があるし、実際、子供が襲われるのは、ランドセルをもっている登下校時よりも、下校後に屋外で遊んでいる場合も多いために効果があがらない可能性もある。

(2) 不審者情報の集中管理

不審者情報の伝達システムは、不審者の発生情報を携帯電話のメールによって地域住民にひろく伝達するためのシステムであり、さまざまな自治体で導入されている。このようなシステムは、確かに特定の地域に性犯罪者が発生し、その行動によって地域の子供たちが自由に遊べないなどの問題が生じている場合にはそれなりの効果をもつ。しかし、一方でこのシステムは、情報の質が十分に吟味されないまま伝達されてしまうという根本的な問題点を抱えており、不審者狩りのような状況を作り出してしまい、いたずらに犯罪不安を増加させてしまう危険性をもっている。たとえば、このシステムを導入すると登下校時の不審者情報が急増する。このうち、登校時の不審者情報は実際の不審者でない可能性が大きい。子供対象の性犯罪者が登校時間帯に活動することはまれだからである（皆無ではない）。

不審者情報の管理システムは、実は不審者情報を伝達することよりは、不審者情報を一元的に管理することができるという意味で有用である。従来、子供に対する性犯罪情報は、一元管理しにくいものであった。実際、被害が生じてもその情報は、警察に届けられる場合、学校に届けられる場合、PTAに届けられる場合、近隣住民に伝えられる場合、友人同士のネットワークにのみ伝えられる場合、どこにも伝えられない場合などさまざまなケースにわかれ情報が分散してしまっていた。不審者情報を一元管理していくと、本当に犯罪に結びつく可能性のある不審者情報とそうでなく心配の少ない不審者情報が分離できるほか、実際に、

地域で連続した性犯罪者が発生し、継続的に活動している場合に、その出現パターンを把握できるという利点がある。ある地域で子供を対象にした連続性犯罪が発生した場合、おそらく犯人は1人であり、その犯人が犯行を行う時間帯は、その犯人の生活サイクルとマッチしているはずなので、情報を収集していけば、どの時間帯にどの場所で犯罪が起りやすいのかについての情報が得られることが多い。このようなシステムによって、地域住民としては効率的な「監視」をすることが可能であるし、また、警察としてはいわゆる要撃的な捜査をすることが可能になる。

(3) GPSなどのハイテクノロジー手法

防犯ベルと並んで、近年注目されている防犯システムとして、GPSを利用した所在確認装置（たとえば、セコムによるココセコム）などがある。これは、子供に小型のGPS端末やその機能を持った携帯電話などを携帯させ、親などが子供の居場所を検索して地図上に表示させるシステムである。また、あらかじめ設定した位置を通過したことを携帯電話メールなどで知らせるといったシステムなど、さまざまなバリエーションのサービスも可能である。この装置は原理的には連れ去り事件などが発生した場合に子供の所在を探るために使用することができる。ただし、現実的には、子供対象の連れ去り事件自体が、それほど多く発生するわけではないことと、このシステムを利用するような防犯意識を持つ家庭の子供が連れ去り犯罪の被害に遭うことはむしろ少ないことから、この種の装置によって子供の所在を突き止め、救出した例はほとんどないと思われる（事実、セコムなどのホームページで報告されている効果事例のほとんどは迷子の発見である）。このようなシステムを利用することについての倫理的な問題はあるものの、親にとっての犯罪不安を低減させるのに有効なツールであることは確かであろう。

3. 子供に対する性犯罪者の矯正手法

子供に対する性犯罪を防止するためのもうひとつの方略が、犯人側に対する介入である。前報でも述べたとおり、この種の犯罪者にはある程度の習慣性があると考えて良く、再犯率も比較的高い。そこで、再犯率を減らすような矯正手法を開発することができれば、犯罪自体を減少させることができると考えられる。具体的には、逮捕された性犯罪者に対して、刑務所や病院等で行われるカウンセリング・治療プロジェクトの有効性を高めるといことである。現在まで、いくつかの理論に基づいたプロジェクトが行われているが、大きく分けると、行動療法、ソーシャルスキルトレーニング、共感性トレーニングがある。

3-1 行動療法

行動療法的な介入の基本となるのは、子供に対して性的な欲求を抱くのは、成育過程における誤った条件づけの影響であるという考えである。つまり、何らかの形で子供に対する性的な反応が強化されたために、このような性的嗜好が形成されたというのである。そのため、このような関係を消去することや、別の（より受容可能な、正しい）性的対象に対する条件づけを形成することによって子供に対する性的な嗜好をなくすることができる。この方法でいままで試みられた手法は、大きく分けて2種類ある。ひとつは、嫌悪条件づけを用いた方法であり、もうひとつは、再条件づけを用いた方法である。前者の方法としては、被験者に性欲を喚起させる子供の刺激と随伴して、嫌悪刺激を提示する方法などがあり、電気ショック、嫌悪的なにおい、アンモニア、嘔吐剤などを嫌悪刺激として用いた実験が行われている。ところが、これらの手法については実証的にはその効果はほとんど示されていない（Marshall, Anderson & Fernandez, 1999）。後者の方法としては、性的な興奮と同時に、正常な対象（成人女性の写真など）を提示する手法（Law & Marshall,

1991) や、性的に喚起されないような状況下(マスターベーションの直後など)で子供に対する性的なファンタジーを強制的に想起させる飽和(satiation)療法(Marshall & Barbaree, 1978)などがある。これらの手法についてもやはりその効果を実証されたとする研究はあまりない。ただ、飽和療法については、ある程度の実証がなされており(Johnson, Hudson, & Marshall, 1992)、アメリカでは、性犯罪者の処遇場面で比較的ポピュラーに用いられている行動療法の一つである。

3-2 ソーシャルスキルトレーニング

ソーシャルスキルトレーニングは、対人コミュニケーションの技能を練習で身につけていくという方法である。

子供に対する性犯罪者に対してソーシャルスキルトレーニングを行う理由は、彼らが社会的に成人の女性とインタラクシオンをとる能力が劣っていることが、彼らがこの種の犯罪を犯してしまう原因であるというモデルに基づいている。この種の試みは、Whiteman & Quinsey (1981) や Burgess, Jewitt, Sandham, & Hudson (1980) などによって行われた。これらのアプローチは、ある程度は効果を持つことは示されたが、実際の再犯率の低下には、それほど結びついていないのではないかと指摘されている(Crawford, 1980)。子供に対する性犯罪者のソーシャルスキルが低いのが事実だとしても、それが直接の犯行動機に原因として結びついているとは限らないからである。

3-3 認知の歪みへの介入

子供に対する性犯罪者はレイプ犯と同様にいわゆるレイプ神話的な誤った信念と思考パターンをもっており、自分や被害者に対して歪んだ認知をしていることが示されている。たとえば、「女は本当はレイプされたがっている」、あるいは「子供の被害者も性行為によって快感をおぼえる」などである。このような認知の歪みは、自分の行為の合理化や罪責感の最小化につながり、犯行を促進する可能性がある。そこで、このような認知の歪みを

修整するというプログラムが試みられている。たとえば、Brake & Shannon (1997) は、認知の歪みを加害者に理解させ、それを低減させ、被害者への共感性を醸成するプログラムを開発している。

問題なのは、再犯予測に関する Hanson & Bussiere (1996) の大規模な研究において、犯行を否認したり合理化したりするような認知の歪みは、再犯率には影響しないという指摘がある点だ。もし、そうならば、歪みを修正するという療法はたとえ成功しても、再犯防止効果はもっていないことになる。しかし、McGrath, Cumming, Livingston, & Hoke (2003) は、この種のプログラムを最後まで受けた 56 人の受刑者と途中挫折者 49 人、処遇を受けなかったもの 90 人の再犯率を比較したところ、歪みを修正する療法を受けた群の再犯率は 5.4% で、これは約 30% の再犯率を示した他の群に比べて有意に低い数値であったことを報告しており、同様な報告は、Maletzky (1993) によってもなされている。今後、より詳細な検討が必要であろう。

3-4 共感性トレーニング

共感性トレーニングは、アメリカの性犯罪者の矯正において最もポピュラーな処遇のひとつである(Marshall, Anderson & Fernandez, 1999)。いままで行われた多くの研究によって、子供に対して性犯罪を行う犯人は、共感性が低いということがわかっている。ふつうの人は、たとえ、子供に対して性的なファンタジーを抱いてもそれを実行しようとは思わないが、彼らには、共感性が欠如しているため、犯行が抑制されにくいというのである。そこで、彼らに、被害者の立場を理解させるような共感性トレーニングを行えば、このような犯罪を防止できるのではないかと考えられたのである。具体的なトレーニング方法としては、Hildebran & Pithers (1989) のプログラムなどが知られている。これは、さまざまなシチュエーションのロールプレイを行い、被害者側からの感情を推測させて表現させることなどによって共感性を強化しようというものである。このトレーニン

グによって、共感性尺度の得点は増加するということが示されている。しかし、このトレーニングによって性犯罪の再犯率が低下するという明確なデータはまだ、得られていない。

3-5 犯行のコントロールに焦点を当てた療法

犯行のコントロールに焦点を当てた療法の代表的なものは、Pithersらのグループによって精力的に研究されている再発防止 (relapse prevention) プログラムである (Pithers, Kashima, Cumming, Beal, & Buell, 1988)。子供への性犯罪者に対するこのプログラムの応用に関しては、Ward, Loudon, Hudson, & Marshall (1995) が研究している。この方法は、子供に対する性欲やレイプ嗜好そのものを消去してしまおうと考えるのではなく、犯罪に結びつく道筋を確定し、自分でそれをコントロールするためのトレーニングを行うというアプローチである。たとえば、子供に対する性犯罪者を分析してみると、その犯行に至る経路には、「何らかの形で自尊心の傷つき→不安や抑うつを経験→犯行の思いつき→犯行に関する空想→性行為に関するマスターベーション→犯行計画の詳細化→犯罪実行→犯罪行動の合理化」というプロセスが存在することが多い。このようなプロセスは常に生じているのであるが、本人もこの行動連鎖に気づいていない場合もある。そこでこれらのプロセスを本人に気づかせるとともに、このような連鎖が生じ始めた場合の連鎖を打ち切るための方法 (行動療法, 認知療法, ソーシャルスキルトレーニングなどさまざまな具体的手法が本人の特性にしたがって準備される) を本人に教え、使用できるようにトレーニングするのである。現在、この方法は、カリフォルニア州 (Marques, Day, Nelson, & Miner, 1989) やバーモンド州 (Pithers, Martin & Cumming, 1989) の性犯罪者矯正プログラムに組み込まれているほか、実証的な研究においても比較的良好な結果が得られている。たとえば、Marshall & Barbaree (1984) は、この方法を用いた場合、3年半のフォローアップ期間での再犯率が14%であり、治療を行わなかった群

の32%に比べて、大幅に再犯率が低下したということを示している。同様に、Pithers et al., (1988) はこの方法によって、ペドフィリアの1年以内の再犯率を3%台に抑えることに成功している。この方法はかなり有望であるが、最大の問題は、この方法を実施するには、犯人自体のかんりの動機づけと意欲が必要であるということであろう。

3-6 外科的去勢, 化学的去勢

去勢による性犯罪対策は、去勢が性的な欲求全体を低下させ、その結果として性犯罪者の再犯率を低下させるというロジックに基づいて行われている。外科的な手法による処遇が過去にヨーロッパで (アメリカではこの方法は禁止されている)、性ホルモンを減少させるなどの化学療法によるものが、自発的に志願した性犯罪を対象としてアメリカで行われている (カリフォルニア, フロリダなどの一部の州で行われている, ハワイ, テネシーなどこの処遇実施に関する法律を否決した州も多い)。しかし、いずれの方法もそれほどポピュラーなものではない (Rice & Harris, 2003)。

外科的去勢法の効果に関して、統制群を設定した厳密な効果測定研究はそれほど多く行われているわけではないが、いくつかの研究ではその効果が報告されている。たとえば、ドイツにおいて、104人の性犯罪者を対象に行われた外科的去勢の効果研究では、去勢処置を受けた性犯罪者の再犯率が3%だったのに対して、受けていない性犯罪者では46%だったという (Wille & Beier, 1989)。また、デンマークの研究では、性犯罪者36人を対象として研究を行い、このうち半数の対象者に外科的去勢を行ったところ、その後、25年のフォローアップ期間で再犯を行ったものは、去勢群で1名、統制群で3名であったという (Sturup, 1968)。

化学療法を用いた研究では、Fedoroff, Wisner-Carlson, Dean, & Berlin (1992) が、性犯罪者に対してセラピーのみを行った群とセラピーに加えて化学的去勢を行った群の再犯率を検討している。その結果、前者は68%が再犯を行ったのに対して、

後者では 15%しか再犯を行わなかったという。ただし、去勢の効果については、効果を見いだしていない研究も相当数存在する（たとえば、McConaghy, Blaszcynski, & Kidson, 1988; Meyer, Cole, & Emory, 1992）。また去勢処置が性的欲求や性行動を減少させるという前提自体が誤りであると指摘する論者もある（Hucker, Langevin, & Bain, 1988）。

近年では、重度の性犯罪者に対する化学的去勢といった強力な処置でなく、比較的軽度の性犯罪者に対して、よりマイルドな薬物、たとえば SSRI（選択的セロトニン再取り込み阻害薬）などを用いることによって、性的動因を弱化させるような処置が注目されている（Hill, Briken, Kraus, Strohm, & Berner, 2003）。

外科的、化学的去勢の効果は以上のようなものであるが、この処置の問題点は、効果に関する問題よりもむしろ、その処置の人道的な問題であろう。とくに不可逆的な外科的な処置は、現代社会ではなかなか受け入れがたいと思われる。とくに本邦においては、実験的なものも含めてこの種の方法が実施されることは事実上困難であろう。

4. 矯正悲観論と社会防衛手法

4-1 矯正悲観論

以上あげてきたようなさまざまな矯正手法が提案され、実施されてきた。しかし、これらの方法はそもそも根本的に効果があげられないのではないか、あるいはたとえわずかながら効果があげられたとしても費用対効果が悪すぎるのではないのか、という意見が常に出されてきた。このような見解は、各種の犯罪に見られるものであるが、とくに子供に対する性犯罪をめぐっては盛んに論じられている。「生まれつきの癖なのだから直そうと思っても無駄」という論理である。このような見解はいわば、矯正悲観論といえるであろう（このような見解を述べた代表的な論文としては、Furby, Weinrott, & Blackshaw, 1989 と U. S. General Accounting Office, 1996 がある）。

いままであげてきた、性犯罪の矯正プログラムの中には確かに実証的に効果が認められたものもあった。しかし、これらの研究も問題点がないわけではない。とくに大きな問題は、そもそも性犯罪者の矯正プログラムでは、脱落者がきわめて多いということである。たとえば、Abel, Mittelman, Becker, Rathner, & Rouleau (1988) は、このようなプログラムの平均脱落率は 35～54%程度にもなると報告している。とすると、そもそも、強い意志を持って、プログラムを最後までやり遂げたものは、統制群に比べて、はじめから再犯の可能性が少なかった可能性が存在し、たとえ、再犯しなかったとしても、それは矯正プログラムによるものではないことになる。また、問題なのは、この脱落するメンバーこそが大きな問題をもっている可能性があるということである。たとえば、Abel et al. (1988) は、90 分のセッション 30 回からなる治療プログラムに「自発的に」参加したペドフィリア 192 人について調査を行ったが、多様な嗜好、具体的には、年齢の好みを示さない、対象は男女を問わないなどの特性を持つより危険度の高い加害者はより早く治療から脱落することがわかった。また、サディスティックな特性を持つ加害者やサイコパス傾向を持つ加害者の場合、たとえ、プログラムを終了してもその効果は期待できないということもしばしば指摘されている。

とくに、興味深いのは、心理療法的な介入をすることによって逆に再犯率が上がるのではないかという議論も存在することである。Seto & Barbaree (1999) は、刑務所において心理療法のセッションを受けた 244 人の性犯罪者に対して 32 ヶ月の追跡調査を行った。その結果、驚くべきことに、性犯罪者のプログラム受講時における成績（心理療法家が判断）は再犯率と関係がないことがわかった。そして、さらに興味深いことに、サイコパス得点が高く、プログラムでの成績の良い犯人は、サイコパス得点が低く、プログラムでの成績の良い犯人に比べて、逆に 4 倍も再犯率が高まっていることが示された。彼らは、これに対して、

2つの仮説を提案している。一つめは単に、サイコパスは、人を操る能力に長けているので、心理療法家が操られてしまい彼らに高い評価をつけたというものである (psychopath as manipulator 仮説)、興味深いのはもう一つの理論で、心理療法やソーシャルスキルトレーニングによるプログラムをサイコパスの性犯罪者に行くと、彼らに、他人を操ったり、騙したりする技能を教えてしまい逆効果になるというものである (treatment causes harm 仮説)、後者の心理療法=有害仮説は、他の研究者によっても指摘されている (Hart & Hare, 1997)。もちろん、彼らの説に対する反論も存在する (Barbaree, 2005) が、この問題についてはまだまだ議論が必要であろう。もちろん、心理学者は、これらの犯罪者に対して矯正するためのプログラムを作成していく努力を続けていく必要があるだろう。しかし、現状では矯正悲観論に対して、強かに反論するデータも実践もないのが現状である (ただし、認知行動療法などの新しい療法は効果をあげており、これらのデータを分析に加えると、矯正効果が存在するという研究が近年、いくつか出てきていることに注目したい。たとえば Hanson et al., 2002 など)。

4-2 性犯罪者の登録と住所公開

さて、矯正が困難、ないしは不可能であるならば、このような犯罪者を社会に戻すべきではないのではないかという考えと、もし、戻すのであれば、一般市民がその情報を知って自己防衛すべきではないかという考えが生じてくるのは無理もない。前者の見解は、性犯罪に関する重罰化、管理という主張になり、後者の見解は、性犯罪者を登録し監視したり、その住所をインターネットなどで公開するという政策と結びつく。ここでは、後者の考えについて検討してみたい。

性犯罪者の前歴者の登録制度は、1990年にアメリカのワシントン州で初めて実施された。これは、タコマ市の7歳の少年が性犯罪の前歴者に誘拐、レイプされ、性器を切断されて森の中に放置された事件をきっかけに制定されたものである。性犯

罪者の住所公開制度については、ニュージャージー州性犯罪者登録法、いわゆるメーガン法が代表的なものである。この法律は、性犯罪者についてその危険度 (3段階に分けられる) に応じて、コミュニティに、性犯罪者の情報を告知することが定められている。低危険度の性犯罪者については警察のみに情報を提供するが、中程度の場合には、青少年活動を担う各種団体に情報が提供され、高い危険度の場合には、コミュニティに、氏名、顔写真、住所、職業、通勤・通学ルート、自家用車の種類とナンバーを告知することになっている。同様な法律は、現在まで、アメリカのかなりの多くの州で定められている。コミュニティへの情報公開方法はさまざまであるが、新聞による公開、地域住民ミーティングでの公開、個別に訪問や電話を使用して告知する方法、インターネットを使用して顔写真付きの前科情報を閲覧する方法 (驚いたことに日本からもアメリカのさまざまな都市の性犯罪者の居住情報をネット上で即座に調べることができる。この場合、閲覧者の住所などの情報を登録することが必要な場合から、なんの手続きもなしに自由に閲覧できるものまでさまざまである) などがよく用いられているようだ (Matson & Lieb, 1996)。その後、1994年には、子供に対する暴力的な性犯罪者情報の登録と公開を州に促す内容の連邦法である通称ジェイコブ・ウェッターリング法、連邦捜査機関に性犯罪者の情報を提供し連邦としてこれらの犯罪者の所在を確認できるシステムを構築することを促進するための法律であるバム・リンシャー性犯罪者の追跡と同定に関する法律が定められている。

このような制度の是非に関しては今日までさまざまな議論がなされているが、人権などの問題をのぞいても、本当に防犯効果があるのかは微妙なところである。少なくとも、性犯罪者の社会復帰を妨害することはあれ、促進することはないことは確かであろう。たとえば、Zevitz & Farkas (2000) は、住所公開されている元受刑者30名に面接調査を行っているが、彼らの多くが、地域社会からの追放や失業、脅迫、家族に対するいやが

らせの被害を受けていることを報告している。同様な研究は、ケンタッキー州の元性犯罪者 121 人を対象とした Tewksbury (2005) の調査やフロリダ州の元性犯罪者 183 人を対象とした Levenson & Cotter (2005) の調査でも示されている。実際、メーガン法をめぐる議論の中でも住所公開による加害者の受ける不利益はまさに処罰そのものであり、これは合衆国憲法修正 8 条などに違反するのではないかと、というのが主要な論点となっている (松井, 2007)。住所公開が憲法違反か否かという問題、倫理的、人権的な側面はともかくとしても、このような再社会化妨害は、かえって、かれらの再犯を促進する可能性がある。というのは、就業や家族生活は犯罪の抑制要因となり、失業や離婚などは犯罪の促進要因となるからである。子供に対する性犯罪は、再犯率が高い犯罪であるのは確かであるが、それでも、過半数の受刑者は再犯を引き起こさないわけであるから、このような元受刑者の社会復帰の機会を奪ってしまうのは、防犯の面から見てもあまり好ましくないことだと思われる。つまり、危険な犯罪者に社会復帰の機会を与えないことによってかえって犯罪が増加するという危険性をはらんでいる。ただし、Levenson & Cotter (2005) の調査でも見られるとおり、元性犯罪者も、この住居公開を全くネガティブな効果しかないものとしてとらえているわけではなく、周囲の監視によって自分の再犯が抑制されている点や、周囲の人々が自分の更正をサポートしてくれる点などのポジティブな側面を評価していることも留意することは重要であろう。

4-3 電子監視

電子監視は、なんらかの電子的なデバイスにより、特定の人物 (多くの場合、保釈中のものや社会内処遇対象者) の行動を監視するシステムのことである。このシステムは刑務所の過剰拘禁対策などの目的から、イギリスやアメリカで実際に使用されている。具体的には GPS システムなどにより、特定人物の場所を常時追跡するもの、ランダムな時間に自宅に電話がかかり、それに対して、

身体に装着した電子デバイスを受信装置に近づけることによって対象者の在宅を確認するシステムなどがある。このシステムは、たとえば週末拘禁や夜間拘禁などの特定の時間帯のみの自宅拘束などの科刑上のバラエティを生み出した。さて、性犯罪者についても、子供と遭遇しやすい時間帯の外出を制限するなどの方法によって、再犯を防止することが可能であるかも知れない。また、つねに追跡されあるいは、住所が追跡記録されていることによる犯罪抑制効果はあると考えられる。イギリスでは、2000 年刑事司法裁判所法 (The Criminal Justice and Court Services Act 2000) により、GPS 使用の電子監視が始められ、ウェスト・ミッドランド地方、ハンプシャー州、ワイト島で性犯罪者を含む 517 名に対して、試行的に GPS 電子監視が行われている。児童に対する性犯罪の犯人については、子供の登下校時や昼休みの外出禁止、小学校や公園への立ち入り禁止などの行動制限を監視するものとして GPS システムが利用されている (吉野, 2007)。

この方法は刑務所への長期拘禁や住所公開などにくらべると性犯罪者側の人権を侵害することは少ないと思われるが、それでも、刑期満了後の電子監視については多くの人権上の問題が生じてくると思われる。しかし、保護観察中、あるいは、自らの希望による電子監視など実施可能な選択肢はあると思われるので、本邦においてもその活用を検討する価値は大きいと思われる。

文献

- Abel, G. G., Mittelman, M. S., Becker, J. V., Rathner, J., & Rouleau, J. 1988 Predicting child molesters' response to treatment. In R. A. Prentky & V. L. Quinsey (Eds.), *Human sexual aggression*. New York: New York Academy of Sciences.
- Barbaree, H. E. 2005 Psychopathy, treatment behavior, and recidivism. *Journal of Interpersonal Violence*, **20**, 1115-1131.
- Burgess, R., Jewitt, R., Sandham, J., & Hudson, B. L. 1980 Working with sex offenders: a social skills training group. *British Journal of*

- Social Work*, **10**, 133-142.
- Cirel, P., Evans, P., McGillis, D. & Whitcomb, D. 1977 Community crime prevention, Seattle, Washigton: An exemplary project. U. S. Department of Justice. Washington, D. C.: Governmental Printing Office.
- Crawford, D. A. 1981 Treatment approaches with pedophiles. In M. Cook and K. Howells (Eds.), *Adult sexual interest in children* (pp.181-217). London: Academic Press.
- Fedoroff, J. P., Wisner-Carlson, R., Dean, S., & Berlin, F. S. 1992 Medroxyprogesterone acetate in the treatment of paraphilic sexual disorders. *Journral of Offender Rehabilitation*, **18**, 109-123.
- Furby, L., Weinrott, M., & Blackshaw, L. 1989 Sex offender recidivism: A review. *Psychological Bulletin*, **105**, 3-30.
- Hanson, R. K. & Bussiere, M. T. 1996 *Predictors of sexual offender recidivism: a Meta-analysis*. (Cat No. JS4-1/1996-4E) Public Service and Government Service Canada.
- Hanson, R. K., Gordon, A., Harris, A., Marques, J. K., Murphy, W., Quinsey, V. L., & Seto, M. C. 2002 The first report of the collaborative outcome data project on the effectiveness of psychological treatment for sexual offenders. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, **14**, 169-194.
- Hart, S. D. & Hare, R. D. 1997 Psychopathy: assessment and association with criminal conduct. In D. Stoff, J. Breiling, & J. Maser (eds.), *Handbook of antisocial behavior* (pp.22-35). New York: Wiley.
- Hildebran, D., & Pichers, W. D. 1989 Enhancing offender empathy for sexual abuse victims. In D. R. Laws (Ed.), *Relapse Prevention with Sex Offenders* (pp. 236-243.). New York: Guilford.
- Hill, A., Briken, P., Kraus, C., Strohm, K., & Berner, W. 2003 Differential pharmacological treatment of paraphilias and sex offenders. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, **47**, 407-421.
- 平信二 2007 地域安全マップの作製とその効果の測定 福山大学こころの健康相談室紀要, **1**, 35-42.
- Hucker, S., Langevin, R., & Bain, J. 1988 A double blind trial of sex drive reducing medication in pedophiles. *Annals of Sex Research*, **1**, 227-342.
- Johnson, P., Hudson, S. M., & Marshall, W. L. 1992 The effect of masturbatory reconditioning with nonfamilial hild molesters. *Behavior Research and Therapy*, **30**, 559-561.
- Johnson, F., & Johnson, S. 1997 A cognitive approach to validation of the fixated - regressed typology of child molesters. *Journal of Clinical Psychology*, **53**, 361-368.
- Kinsey, R., Lea, J., & Young, J. 1986 *Losing the fight against crime.*, Oxford: Basil Blackwell.
- 小宮信夫 2005 犯罪は「この場所」で起こる 光文社新書
- Laws, D. R. and Marshall, W. L. 1991 Masturbatory reconditioning with sexual deviates: An evaluative review. *Advances in Behavior Research and Therapy*, **16**, 281-285.
- Levenson, J. S., & Cotter, L. P. 2005 The effect of Megan's Law on sex offender reintegration. *Journal of Contemporary Criminal Justice*, **21**, 49-66.
- Maletzky, B. M. 1993 Factors associated with success and failure in the behavior and cognitive treatment of sexual offenders. *Annals of Sex Research*, **6**, 241-258.
- Marques, J. K., Day, D. M., Nelson, C., & Miner, M. H. 1989 The sex offender treatment and evaluation project. In D. R. Laws, (Ed.), *Relapse prevention with sex offenders* (pp. 247-267.). New York: Guilford Press.
- Marshall, W. L., Anderson, D. & Fernandez, Y. 1999 *Cognitive Behavioral Treatment of Sexual Offenders*. Chichester: Wiley.
- Marshall, W. L. & Barbaree, H. E. 1978 The reduction of deviant arousal. *Criminal Justice and Behavior*, **5**, 294-303.
- Marshall, W. L. & Barbaree, H. E. 1988 An outpatient treatment program for child molesters. In R. A. Prentky & V. L. Quinsey (Eds.), *Human Sexual Aggression*. New York: New York Academy of Sciences.
- Marshall, W. L., O'Sullivan, C., & Fernandez, Y. M. 1996 The enhancement of victim empathy among incarcerated child molesters. *Legal and Criminological Psychology*, **1**, 95-102.
- Matson, S. & Lieb, R. 1996 *Community notification in Washigton State: A 1996 survey of law enforcement*. Washigton State Institute

- for Public Policy.
- 松井茂記 2007 性犯罪者から子どもを守る 中公新書
- McConaghy, N., Blaszczyński, A., & Kidson, W. 1988 Treatment of sex offenders with imaginal desensitization and/or medroxyprogesterone. *Acta Psychiatrica Scandinavica*, **77**, 199-206.
- McGrath, R. J., Cumming, G., Livingston, J. A., & Hoke, S. E. 2003 Outcome of a treatment program for adult sex offenders. *Journal of Interpersonal Violence*, **18**, 3-17.
- Meyer, W. J., Cole, C., & Emory, E. 1992 Depo-provera treatment for sex offending behavior: an evaluation of outcome. *Bulletin of the American Academy of Psychiatry and Law*, **20**, 249-256.
- 中村攻 2000 子どもはどこで犯罪にあっているかー 犯罪空間の実情・要因・対策ー 晶文社
- 越智啓太 2007 子供に対する性犯罪に関する研究の現状と展開 (1) 法政大学文学部紀要, **54**, 107-117.
- Pithers, W. D., Kashima, K. M., Cumming, G. F., Beal, L. S., & Buell, M. M. 1988 Relapse prevention of sexual aggression. In R. A. Prentky & V. L. Quinsey (Eds.), *Human Sexual Aggression*. New York: New York Academy of Sciences
- Pithers, W. D., Martin, G. R., & Cumming, G. F. 1989 Vermont treatment program for sexual aggressor. In D. R. Laws, (Ed.), *Relapse prevention with sex offenders* (pp. 292-310.). New York: Guilford Press.
- Pollock, J., 1983 *Reducing crime in America: the Faggie report*. New York: Faggie International
- Rice, M. E. & Harris, G. T. 2003 What we know and don't know about treating adult sex offenders. in B. J. Winick & J. Q. LaFond (Eds.), *Protecting society from sexually dangerous offenders*. Washington DC: American Psychological Association.
- Rosenbaum, D. P. (ed.) 1986 *Community crime prevention: Does it work?* Beverly Hills CA: Sage
- Rosenbaum, D. P., 1987 The theory and research behind Neighborhood Watch. Is it a sound fear and crime reduction strategy? *Crime and Delinquency*, **33**, 103-134.
- Seto, M. C. & Barbaree, H. E. 1999 Psychopathy, treatment behavior, and sexual offender recidivism. *Journal of Interpersonal Violence*, **14**, 1235-1248.
- Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B. C., & MacKenzie, D. L. 2002 *Evidence-based crime prevention*. London: Routledge.
- Sturup, G. K. 1968 Treatment of sexual offenders in Herstedvester Danmark. *Acta Psychiatrica Scandinavica*, **44**, 5-63.
- Tewksbury, R. 2005 Collateral consequences of sex offender registration. *Journal of Contemporary Criminal Justice*, **21**, 67-81.
- U. S. General Accounting Office 1996 *Sex offender treatment: Research results inconclusive about what works to reduce recidivism*. Report to the Chairman, Subcommittee on Crime, Committee on the Judiciary, House of Representatives. Washington DC.
- Ward, T., Louden, K., Hudson, S. M., & Marshall, W. L. 1995 A descriptive model of the offense chain for child molesters. *Journal of Interpersonal Violence*, **10**, 452-472.
- Whiteman, W. P. & Quinsey, V. L. 1981 Heterosocial skill training for institutionalized rapists and child molesters. *Canadian Journal of Behavior Science*, **13**, 105-114.
- Wille, R. & Beier, K. M. 1989 Castration in Germany. *Annals of sex research*, **2** 103-133.
- Willson, J. Q. & Kelling, G. 1992 Broken windows. *Atlantic Monthly*, **211**, 29-38.
- 吉野智 2007 英国における犯罪者処遇への電子監視の活用について 罪と罰, **44**, 59-65.
- Zevitz, R. G., & Farkas, M. A. 2000 Sex offender community notification: managing high risk criminals or exacting future vengeance? *Behavioral Sciences and the Law*, **18**, 375-391.

《Summary》

Current Perspectives on Sex Offences against Children (2)
— Prevention and Correction —

OCHI Keita

In the present paper, researches on the prevention of sex crimes against children and researches on the correction of sex criminals against children were reviewed. Concerning the prevention of crimes, some measures proposed in researches on environmental criminology and some techniques with information technologies such as GPS were examined. Concerning the correction of criminals, the methods and the effects of psychotherapies applied to sex criminals against children were examined. Finally, several methods for social welfare were examined on the assumption that the correction of sex criminals against children were impossible.

Keywords: child molester; treating child molester; crime prevention